

令和3年度和歌山県企業誘致・転職なき移住フォーラム in 東京運營業務委託 仕様書

1 適用

本仕様書は、下記業務について適用する。

2 業務名

令和3年度和歌山県企業誘致・転職なき移住フォーラム in 東京運營業務委託

3 業務期間

契約締結の日の翌日から令和4年3月31日（木）まで

4 目的

和歌山県には、美しい海・山・川、豊かな農作物・果物、熊野・高野山の世界遺産など、ワークライフバランスに優れた環境があるとともに、関西国際空港や南紀白浜空港など、東京・海外等からのアクセスに優れた交通インフラも整備されている。また、Wi-Fiスポット数は1,500カ所を超え、携帯電話エリア整備率においては99.9%を誇るなど、優れた通信環境も整っている。

これらの環境を活かし、本県でビジネスを展開する際の魅力（立地環境、奨励金制度等）を首都圏ICT企業等に対してPRすることにより、ICT企業等の立地促進を図る。

また、コロナ禍により『転職なき移住』が広がると見込まれることから、これまでの「オフィス誘致」に加え、企業の従業員の移住も働きかける。

5 イベント開催概要

和歌山県企業誘致・転職なき移住フォーラム in 東京（仮題）

開催日時：令和4年2月28日（月）14:00～15:30

開催場所：イイノホール（東京都千代田区内幸町2-1-1）

規模：参加者約250名

構成（予定）：90分

（1）知事挨拶・知事トップセールス（プレゼンテーション）（30分）

（2）講演

① 学識経験者（30分）

② 進出企業代表者（30分）

※会場設置のスクリーンにプロジェクターで資料を投影しながら、講演することを想定。

6 業務内容

所定の日時・場所において、イベントの会場設営・運営等を行うとともに、その様子を県が指定する YouTube チャンネルでライブ配信すること。詳細は下記のとおり。

(1) イベント会場設営・運営

(ア) イベントの受付を行うこと。受付は常に2名以上で対応し、事前申込者の出欠確認、当日申込者の受付対応及び資料の配布を行うこと。なお、新型コロナウイルス感染症対策のため資料配布時は手袋を着用すること。

(イ) 会場の設営（機器接続、音響・照明の調整、プロジェクター・PC等の準備・設置、プロジェクター投影画像の作成及び名前札の作成・掲示含む）及び撤収をすること。なお、会場には、音響・照明・舞台オペレータ各1名が常駐しているため連携すること。

(ウ) 参加者を誘導及び案内（席への誘導、資料複数部要望への対応等）すること。なお、会場入口に設置したサーモグラフィによる検温及び消毒液による手指消毒の呼び掛け対応を併せて行うこと。

(エ) 講演者交替時のマイク消毒、飲料交換、参加者による質問終了後のマイク消毒を行うこと。

(オ) 司会者1名を手配し、当日の司会を行うこと。

(2) ライブ配信

(ア) カメラその他の配信用機材は受託者が用意し、当日会場に設置すること。なお、配信にあたっては、会場の単独 LAN 回線（フレッツ光ネクストギガファミリー・スマートタイプ）が利用可能。

(イ) カメラマン、映像オペレータ、スイッチャー等必要な人員を配置し、状況に応じた映像を配信すること。

(3) その他

(ア) イベントの状況を適宜写真撮影すること。

(イ) 講師2名の謝金を支払うこと。謝金は総額400,000円を見積もること。

7 委託業務実績報告

イベント終了後、委託業務実績報告書（開催概要、講演資料、参加者リスト、記録写真）を作成し、1部提出すること。

また、撮影した全ての写真・映像及び音声の電子データ（一般的に使われている形式で発注者が指定する形式とする。）を併せて提出すること。

8 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、発注者が保有するものとする。
- (2) 成果物に含まれる受注者又は第三者が権利を有する著作権等（以下「既存著作物」という。）は、個々の著作権等に帰属するものとする。
- (3) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受注者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。

9 留意事項

- (1) 業務の履行に当たっては、関係法令を遵守し、発注者が意図する業務条件を満足させ、当該業務の目的を果たすよう実施すること。
- (2) 受注者は、当該業務の実施に際して入手又は利用した情報を、発注者へ提供すること。
- (3) 業務実施に際しては、常に発注者との連絡を密にし、進捗状況に応じて、その都度必要な打合せを行う等、当該業務を適切に行うこと。
なお、打合せ内容については記録に残すこと。
- (4) 受注者は、発注者の指示に誠意をもって適正に対応すること。
- (5) 本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難しい事由が生じたとき、又は本仕様書に記載のない細部について不明な点が生じたときは、速やかに発注者と協議し、その指示に従うこと。